

地域における障害者スポーツの普及促進について（中間整理）概要

平成27年8月28日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%（成人一般40.4%）。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱。
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策に関する意見

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 特別支援学校等への障害者スポーツ指導者の派遣

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 障害者スポーツの用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設などに設置されるよう支援
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討（休日の校舎管理、車いすの使用等）
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充（教員、スポーツ推進委員、行政職員を対象）、現職の指導者の研修充実

3 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と健常者が一緒に楽しめる場を創る人材の研修を実施

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- 企業にとっては、社会貢献（CSR）、イメージ向上、就労支援にもつながる

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 地域における行政のスポーツ部局・障害福祉部局をはじめ、関係団体間の連携・協働組織の常設化
- 障害者スポーツの競技団体によるガバナンス強化と基盤強化に向けた方策を検討
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」等の人材の検討

その他

- 今後、有識者会議において、更に議論を行い、平成27年度末までに最終とりまとめ

地域における障害者スポーツの普及促進について

(中間整理)

平成27年8月28日

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

1. はじめに

(障害者スポーツを取り巻く環境の変化)

- 2020年東京パラリンピック競技大会(平成32(2020)年8月25日～9月6日)まで5年となった。

東京パラリンピック競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、東京大会を契機として、障害者への理解が一層進み、障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、今、障害者スポーツの普及促進の取組が求められている。

- 障害者スポーツについては、平成23(2011)年8月に施行された「スポーツ基本法」において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの基本理念が掲げられ、平成24(2012)年3月に文部科学大臣により策定された「スポーツ基本計画」において、障害等を問わず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備することが基本的な政策課題とされている。

- また、近年、パラリンピックをはじめとする障害者スポーツにおける競技性が著しく向上していることなどを踏まえ、平成26(2014)年4月1日より、障害者スポーツに関する事業のうち、スポーツ振興の観点から行われるものについては、厚生労働省から文部科学省に移管され、文部科学省では、スポーツ政策の一環として、障害者スポーツの普及促進と競技力向上の両面から施策の充実が図られている。

- さらに、平成27(2015)年10月1日には、関係省庁の司令塔的な役割を果たす「スポーツ庁」が設置されることとなっている。

スポーツ庁では、厚生労働省におけるスポーツやレクリエーションを活用したリハビリテーションや社会参加を促進する施策についても連携・協働して取り組み、障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等に向けた新たな施策を推進することが期待されている。

(有識者会議について)

- このように障害者スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究」では、国は、各都道府県・指定都市が実施する実践研究の実施状況の進行管理を行うとともに、今後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性について検討を行うこととされている。

このため、国は、平成 27（2015）年 5 月「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の開催を決定した。

- 有識者会議においては、各都道府県・指定都市が実施する実践研究の進行管理に先立ち、平成 27（2015）年 6 月から、地方公共団体や N P O 法人からのヒアリングも含め 3 回にわたり、障害者スポーツに関して深い識見を有する有識者をはじめとする各委員から、障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見や普及促進のための取組方策について提案を頂いたところである。

本中間整理は、これら委員からの意見を整理して、とりまとめたものである。

（中間整理について）

- 中間整理では、障害者スポーツの普及促進について、まず、障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見について整理し、次に、障害者スポーツの普及促進のための取組方策に関する意見について、（1）障害児のスポーツ活動の推進、（2）障害者のスポーツ活動の推進、（3）障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進、（4）障害者スポーツに対する理解促進、（5）障害者スポーツの推進体制の整備等の 5 つに分類して整理した。

このうち、（1）～（3）の活動を推進する上で、「障害者スポーツを知る・親しむ」、「指導者の養成・研修」、「連携・つなぐ役割」が共通する重要な取組であることが明らかになり、そのためには、人材・財源・情報も含め、誰が主体となりこれらの取組を行うのか、また、（4）障害者スポーツの理解促進を含め、（5）障害者スポーツを推進していく体制として、誰、あるいはどの組織がその地域の障害者スポーツをマネジメントし、コーディネートしていく役割を担うことが適切なのかについて、特に議論を深めることが必要とされた。

- この点については、今後の有識者会議において、障害者スポーツの普及促進における国・地方公共団体・学校・スポーツ団体・企業等の役割の議論を行う中で、更に深めていくこととする。

2. 障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、楽しさ・喜びをもたらし、心身の健全な発達を促し、人々との交流やコミュニケーションを促進するなど、生涯を通じて幸福で豊かな生活を営む基盤である。

こうしたスポーツの持つ価値や意義は、年齢や性別、障害等を問わず、全ての人々に享受されるものであり、障害者においても、等しく共有されるものである。
- 障害者スポーツは、障害のある人が行うスポーツであり、障害者が、スポーツを通じて自らの可能性にチャレンジしたり、仲間との交流やコミュニケーションを深めることは、生活の質を高め、人生をより豊かにしてくれるものである。
- 障害者スポーツは、障害のある人の特性に応じた配慮や工夫が必要であり、障害の種類や程度に応じたクラス分けを行い、ルールや用具、運動の仕方を変更して、あるいは新たに考案して実施するところに特徴がある。

このため、障害者スポーツ実践のノウハウは、障害者はもとより、一般のルールや用具の下にスポーツを行うことが困難な子供や高齢者等のスポーツへの汎用も可能となる。

また、近年、車いすダンス、ブラインドサッカー、車いすカーリングなど障害のある人とない人が一緒に行うスポーツが普及しているように、障害者スポーツは、障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性が期待されている。
- このような特性を有する障害者スポーツを推進することは、障害者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加の促進といった効果のみならず、少子高齢化や人口減少が進む我が国において、スポーツに苦手意識を有する子供や高齢者等にもスポーツへの参画を促し、障害者と健常者が一緒になりスポーツ活動を実施しやすくなるなどの効果もあり、このことは、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築といった我が国の発展にも貢献するものである。

- しかしながら、障害者スポーツを実施するに当たっては、例えば、障害を理解したスポーツの指導者・審判や障害特性に応じた用具が必要であり、また視覚障害者、聴覚障害者、重度障害者等の情報の取得が困難な者や車いす利用者などがスポーツ活動の場に行くまでのアクセスの確保や介助者の確保に係る費用が必要であるなど、こうした条件の有無により、障害者のスポーツへの参加が左右される場合がある。

- 現在、成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は18.2%であり、成人一般の週1回以上のスポーツ実施率40.4%に比較して低い状況にある。また、パラリンピックの認知度は98.2%あるにもかかわらず、パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験のある者は4.7%にすぎないといった調査結果もある¹。
さらに、現在、(公財)日本障がい者スポーツ協会に登録・準登録している62の障害者スポーツの競技団体のうち、法人格を有している団体は32団体となっている。

- このような障害者スポーツの現状をみると、障害者が身近にスポーツを行う環境は十分には整っておらず、とりわけ、障害者スポーツを支え、推進する団体や組織は脆弱な状況にある。
このような中、地域において障害者スポーツを普及していくためには、ソフト・ハード・ヒューマンの様々な面からの取組が必要である。
このための具体的な方策については、以下「3. 障害者スポーツの普及促進のための取組方策に関する意見 (P6)」に記述している。

- これらの具体的方策に取り組む上で重要な点は、各都道府県・市区町村における障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツの団体だけで取組を進めていくのではなく、国は、障害者のスポーツ施策を一元化したことを踏まえ、各都道府県・市区町村において、人材・財源・情報の集約・活用の観点から、障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会をはじめとする障害者スポーツ関係団体・施設が障害者スポーツ推進の中核になりつつ、学校、教育委員会、スポーツ・レクリエーション関係団体、福祉関係団体、医療関係団体等が連携・協働体制を構築し、それぞれが有する人材や資源を有効に活用しながら推進していくことが必要であると考える。

¹ 日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

3. 障害者スポーツの普及促進のための取組方策に関する意見

(1) 障害児のスポーツ活動の推進

(障害者スポーツを知る・親しむ)

○ 幼児期における運動・スポーツ経験がその後のスポーツ活動に大きな影響を与えることから、障害の有無にかかわらず、幼児期から家庭や地域などあらゆる場や機会をとらえて、多様な運動・スポーツに親しみ、スポーツは楽しいという意識を高めていくことが重要である。

○ 特に、障害児が早い時期に障害者スポーツを「知る」ことが重要であり、障害者スポーツに出会う場を創出することも重要である。

例えば、自らの障害と向き合いながら無限の可能性に挑戦するパラリンピアンが学校等で障害児と直接話すとともに、一緒にスポーツを体験し、高度なパフォーマンスを見せることは、障害児がパラリンピアンに憧れを抱き、障害者スポーツに興味や関心を持つきっかけとなる²。

同様に、障害児が地域で障害者スポーツを実践している卒業生に接することは、障害児が、日常のスポーツ活動にイメージを持ち、スポーツ活動への参加の動機づけになるものと考えられる。

また、例えば、学校の社会科見学や体育・保健体育等の授業において、全国に114か所ある障害者スポーツ施設³を効果的に活用することにより、障害者スポーツを直接体験し、障害者スポーツに興味・関心を持ち、さらにはスポーツ活動の場などへのアクセス方法を認識することなどが考えられる。

○ 障害児を受入れているスポーツ少年団⁴や障害児を主な対象にしているスポーツ少年団など、障害児のスポーツ活動を推進しているスポーツ少年団が一部見受けられるが、全国的な広がりになっていないため、このような活動を行うスポーツ少年団を増やす取組が期待される。

² 平成27年7月9日オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて(中間まとめ)」においては、児童生徒にオリンピックやパラリンピアンに直接接する機会を設けることについては、教育上有意義かつ効果的であるとしている。

³ 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」によると、障害者専用又は障害者が優先的に利用できるスポーツ施設を「障害者スポーツ施設」としている。

⁴ スポーツ少年団は、子供たちに地域を基盤としたスポーツの場を提供し、スポーツ活動を行う団体であり、昭和37年、日本体育協会において青少年の健全育成を目的として創設された(平成26年度末現在34,036の単位団がある)。

- 障害児のスポーツ用途の車いすなどは高価であり、障害児がスポーツを開始したいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。国は、障害児が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設等に障害児の発達段階に応じた用具が設置されるような支援をすることが望まれる。

(指導者の養成・研修)

- 障害児が障害者スポーツを知る上で、学校教員の役割は非常に大きい。都道府県教育委員会等においては、例えば、現職教員に対して、初任者研修や免許状更新講習などにおいて、障害者スポーツに対する知識や理解を促すことが期待される。
- 障害児の障害特性を理解した体育・保健体育の指導ができる教員の養成・確保が必要であり、少なくとも体育教員を養成する大学においては、障害者スポーツに関する科目の位置付けの検討が期待される。
- 通常の学級に在籍する障害児や特別支援学級に在籍する障害児が、通常の学級での体育・保健体育の授業に参加する際、集団活動が難しい場合が見られる。教員が集団活動にあって個別的な対応も含めた授業を構成し、適切な指導ができるよう、国は、障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムを研究開発することが望まれる。
- また、特別支援学校等における体育・運動部活動は重要であり、教員の専門知識・ノウハウの習得は必要である。特別支援学校等の教員に対しては、障害者スポーツ指導者の資格の取得を促すことが期待されるが、当面、障害者スポーツ指導者等の派遣による対応も考えられる。

(連携・つなぐ役割)

- スクールバスで学校に通う障害児は、学校では体育等で活動ができて居住する地域では一緒に運動・スポーツを実施する仲間がいないなどの現状にある⁵。他の学校等に在籍する障害児や地域住民との合同活動や、地域のスポーツイベントなどへの参加を促すなど、障害児を地域におけるスポーツ活動につなぐ人材の育成・確保が重要である。

⁵ 平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」によると、障害者がスポーツ・レクリエーションの実施の障壁と捉えていることとして「体力がない」(26.7%)が最多で、次いで「金銭的な余裕がない」(25.9%)、「時間がない」(14.5%)、「仲間がいない」(10.5%)であった。

- 全国に約5万人いるスポーツ推進委員⁶は、スポーツの実技指導はもとより、行政と地域住民との間を連絡調整するコーディネーターの役割を担っており、国は、障害者スポーツ指導者資格の取得を奨励することや、資質向上のための研修会を支援するなどして、スポーツ推進委員が、学校と地域など、関係者、関係団体をつなぐ役割を担うことが期待される。

(その他)

- 学校施設のバリアフリー化が十分ではないため、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等の施設・設備の整備を進めることが期待される⁷。

(2) 障害者のスポーツ活動の推進

(障害者スポーツを知る・親しむ)

- 障害者スポーツ大会の開催は、障害者のスポーツ参加の拡大、指導者やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っている。
また、地域における日常的な障害者スポーツの交流会や体験会等の実施は、障害者がスポーツ活動を継続していく上で重要である。
- 障害者スポーツの用具は、高価なものが多く、障害者がスポーツを始めたいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。
国は、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設等に障害者スポーツの用具が設置されるような支援をすることが望まれる。
- 市区町村や学校区単位で日常的にスポーツを楽しむようにするためには、学校施設が重要な活動拠点の一つであると考えられるが、学校施設の利用に当たっては、例えば、車いすの使用により体育館の床が傷つく、休日の校舎管理の困難さ、学校開放時間の制限等のような課題があり、地方公共団体においては、現場の負担にならない方策を検討する必要がある。

⁶ スポーツ基本法第32条第2項において、「スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うもの」と規定されている。

⁷ 平成26年10月国立教育政策研究所文教施設教育センター「学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について」によると、全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校の、体育館・校舎等にスロープが設置されている割合は66.0%、体育館・校舎等に多目的トイレが設置されている割合は54.2%であった。

- 特別支援学校の学校開放率は、特別支援学校を除く公立学校に比べると低い状況にある⁸。特別支援学校は、障害者にとって、身近であり、安心して安全にスポーツができる拠点になり得るため、国は、特別支援学校の負担とならない範囲で放課後や休日にも在校生・卒業生・地域住民等が気軽にスポーツ活動に参加できるような取組を促進する必要がある。
- 国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、競技団体が国際競技大会へ出場するための事前の強化合宿などが行われており、障害者がそれらの活動を見学することも障害者スポーツを始めるきっかけになると考えられる。

(指導者の養成・研修)

- 障害者が個人のニーズやライフステージに応じたスポーツ活動を実施することが重要であり、そのためには、障害の種類や程度を踏まえた指導者や支援者の養成・確保が急務である。
- 2020年東京パラリンピック競技大会も見据え、関係する障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツ指導者の養成の拡充を図り、特に教員、スポーツ推進委員、障害者スポーツを担当する行政職員等を対象とした養成講習会を開催することや、障害者スポーツ指導者資格保有者に対する資質向上のための研修の充実に取り組むことが必要である。
- 現在、月に1回以上活動している障害者スポーツ指導者は34.3%であり、活動する場がない、活動の場に関する情報が少ない等の課題がある⁹。
障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツに関する指導者をWeb上の人材バンクに登録し、指導者を派遣する取組などを行っている例があり¹⁰、指導者を活用し、運営する側と指導を必要としている側とのマッチングを図る上でも、効果のある取組と考えられる。

⁸ 平成26年度「学校施設設置状況等調査」によると、公立学校(特別支援学校を除く)の学校開放の割合は体育館85.1%、グラウンド77.8%に対し、特別支援学校の学校開放の割合は平成25年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究」によると、体育館57.5%、グラウンド54.3%であった。

⁹ 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

¹⁰ 大分県障がい者体育協会では、インターネット上で指導者の登録・派遣及び障害者スポーツの紹介を行うサイト「みっけ!障がい者スポーツの広場おおいた」を開設している。

(連携・つなぐ役割)

- 平成 20 (2008) 年に全国障害者スポーツ大会における精神障害者のバレーボール競技が導入され、平成 25 (2013) 年に精神障害領域における全国的な統一団体 ((特非) 日本ソーシャルフットボール協会) が初めて発足されるなど、近年、地域におけるスポーツ活動として、精神障害者のスポーツが発展している。

精神障害者は、病院や社会復帰に向けた施設での活動からスポーツに接する機会があることや地域社会での受入れが重要であることから、精神障害者のスポーツの普及に向けては、医療機関や精神保健福祉機関、スポーツ関係団体等が連携・協働して取り組むことが特に重要である¹¹。

- 例えば、国立障害者リハビリテーションセンターでは、リハビリテーションのメニューの一つに早期からスポーツを取り入れることにより、その後のスポーツ活動につなげている事例があることから、スポーツ活動の継続につなげるため、理学療法士や作業療法士、義肢装具士等との連携も重要である。
- 障害者が、学校卒業後もスポーツ活動を継続していく上で、運動部活動から地域のスポーツ活動などへの流れをつくることが重要であり、そのためには、学校と地域の連携や、そのつなぎの役割を担う人材の検討が必要である。

(その他)

- 2012 年ロンドンパラリンピック競技大会を開催したイギリスにおいても、障害者差別禁止法 (2004 年改正) 等を機に、障害者の地域スポーツ施設への利用を活性化させた経緯がある。

我が国においても、平成 28 (2016) 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることを踏まえ、受入れ側の意識の醸成や、安全確保を含め地域スポーツ施設における障害者の利用拡充への取組が期待される¹²。

¹¹ 精神障害者のスポーツについては、平成 25 年 9 月 27 日に閣議決定された障害者基本計画において、「特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者について、振興に取り組む」とされている。なお、平成 27 年には、第 1 回ソーシャルフットボール全国大会 (サッカー) 及び国際大会の開催が決定している。

¹² 平成 26 年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」(公共スポーツ施設における障害者の利用促進・安全確保に関する調査研究報告書)

(3) 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

(障害者スポーツを知る・親しむ)

- 障害者スポーツは、個人の心身の状況や、体力に応じて障害者と健常者が一緒になり活動することができるものであり、高齢化が進む我が国において、ますます重要になると考えられる。

障害者スポーツの持続的な発展のためには、健常者が障害者を単に支援するのではなく、障害者と健常者がスポーツの種目などのルールや用具を工夫して、一緒にスポーツを創り、楽しめるクラブやサークル等の多様な活動を行うことが重要である。

- 例えば、スペシャルオリンピックス日本¹³においては、知的障害がある人（アスリート）とない人（パートナー）がコーチの指導のもと、共にチームメイトとしてスポーツに取り組むプログラム「ユニファイドスポーツ」などがあり、今後の障害者スポーツの普及・啓発においては重要な考え方であると思われる。

- 障害者と健常者が一緒になって行えるスポーツとして、例えば、フライングディスク、ボッチャ、卓球バレー、風船バレーボール等があり、これらの競技用具は比較的安価に手に入るため、関係する障害者スポーツ団体や地域のスポーツ施設等において整備されることが期待される。

(指導者の養成・確保・活用)

- 障害者と健常者が一緒に楽しむことができる場を創るのは、必ずしも容易ではなく、障害者スポーツ団体は、指導者やスタッフといったスポーツ活動の場面での人材や、関係者・関係団体間をつなぎ、連絡調整の役割を担うコーディネーターの人材を養成・確保する必要がある。

国は、こうした人材の養成・確保のノウハウをまとめたマニュアルや手引き¹⁴が活用されるよう促すとともに、地域の求めに応じて研修の機会を設けることが望まれる。

¹³ 知的障害のある人たちに対し、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場(競技会)を提供する団体。現在、全国 47 都道府県に支部があり、地域に根ざした活動等を行っている。

¹⁴ 平成 26 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究）」

(連携・つなぐ役割)

- 今後、総合型地域スポーツクラブ¹⁵（以下「総合型クラブ」という。）は、障害者のスポーツ活動支援など、多様なニーズや地域課題に応える新たな取組や形態により、発展させていくことが重要とされている¹⁶が、現在、障害者が参加している総合型クラブの割合は、30.6%となっている。

国は、総合型クラブが地域の障害者スポーツの場としても活用されるよう、障害者スポーツ導入のためのガイドブック¹⁷の普及や特別支援学校等との連携を促すことが期待される。

- 障害者と健常者が一緒に楽しむことができる多様な場を創出するためには、地域の実践の場において、スポーツ、教育、福祉等の分野の関係者の連携による取組が重要である。

例えば、行政、学校、スポーツ団体、障害者福祉団体、スポーツ推進委員等の代表者から構成される「実行委員会」を設置するなどして、連携の取組を一層広めることが必要である¹⁸。

(4) 障害者スポーツに対する理解促進

(理解・啓発)

- 障害者スポーツを理解促進するためには、障害者スポーツ大会の開催前に、近隣の学校や障害者関連施設等で車いすなどの「体験」をしたり、オリンピック、パラリンピアンなどのアスリートから直接話を聞く機会を設けたり、大会当日、競技やクラス分けをわかりやすく解説したハンドブックの配布やアナウンサーによる説明の実施などが効果があると考えられる。

- 学校において、障害者スポーツを体験した子供は、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱き、保護者が子供を障害者のスポーツ大会に連れて行くようになることも考えられる。障害者スポーツへの理解・普及を進めるためには、子供から大人へ、そして大人から子供へとといった相互作用を意識した取組が重要である。

¹⁵ 地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供するスポーツクラブ。平成26年7月現在3,512クラブある。

¹⁶ 「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言」（平成27年6月30日今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議）

¹⁷ 平成26年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域のスポーツクラブにおける障害者スポーツの導入）」

¹⁸ 平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業」

- マラソン大会に車いすマラソンの部門を設けたり、陸上競技大会に障害者の部門を設けるなど、健常者の大会に障害者の大会を組み込む工夫をすることにより、障害者スポーツの理解促進につながると考えられる。
- オリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートが、イベント等で地域住民への周知活動を行うことにより、マスメディアによる報道が多くなり、それにより障害者スポーツに対する国民の理解が促進されるという好循環が生まれるため、こうした取組は有効であると考えられる。

(広報)

- スポーツ大会の動画・ネット配信やスポーツ教室やイベント参加者による体験談を SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で発信することは有効な広報になると考えられるが、多くの人がアクセスするための情報発信の工夫や興味を持たせるための仕掛けづくりが必要となる。
- 障害者のスポーツ教室等の情報が掲載されているインターネットのサイト¹⁹の例は、広報の手段として有効であるが、こうした情報は、障害者スポーツ関係団体のサイトのみならず、一般のスポーツ関係団体のサイトにおいても掲載されることが、障害者スポーツを広報する上で有効と考えられる。

(その他)

- 企業が障害者スポーツを理解し普及促進することは、企業の社会的責任（CSR）の推進の観点から重要であり、企業のイメージ向上や障害者の就労支援などにもつながるものと考えられる。

¹⁹ 例えば、東京都では、障害者のスポーツ教室の開催や障害者スポーツ大会等の情報を掲載しているポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」がある。

(5) 障害者スポーツの推進体制の整備等

(推進体制)

- 現在、多くの地方公共団体においては、障害福祉部局で障害者スポーツを所管²⁰しているが、障害者スポーツを地域全域に普及するためには、人材、ノウハウ、施設等を有するスポーツ部局や、公立学校を所管する教育委員会その他の関係部局、関係者・関係団体等との連携・協働による取組が不可欠である。

平成27年度の文部科学省の事業¹⁸については、国がスポーツ部局と障害福祉部局の連携に基づき、その他関係部局や関係者・関係団体の連携・協働を働きかける内容となっているが、今後、先進事例として発展させ、各都道府県・市区町村において常設の体制が整備されることが望ましい。

- 現在、各都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会においては、スポーツ団体や福祉団体等の職員が兼任するなどして対応しているが、障害者スポーツの普及促進を図る上で専任の職員が確保されることが期待される。

- 地域において障害者スポーツを推進するためには、競技別・障害種別に組織されている障害者スポーツの競技団体の基盤強化は不可欠であるが、障害者スポーツの競技団体は、事務局体制や運営資金など活動の基盤が脆弱である。

国及び地方公共団体は、(公財)日本障がい者スポーツ協会や都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会等とも連携して、障害者スポーツの競技団体によるガバナンス強化と基盤強化に向けた方策を検討することが期待される。

- 障害者スポーツの推進体制を構築するためには、各地域の実践の場において、行政、学校、スポーツ団体、障害者福祉団体、企業等、障害者スポーツに携わる組織間を連絡調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター(仮称)」のような人材が必要である。

²⁰ 平成27年4月1日現在、都道府県の障害者スポーツの所管部局は、障害福祉部局が44道府県、スポーツ部局が3都県(東京都、佐賀県、鳥取県)。

(ボランティア)

- 障害者スポーツにおけるボランティアを必要とする側の意向とボランティアをしたい個人・団体・企業の側の意向とのマッチング等の課題など、先進事例の収集や調査が必要である²¹。

- 障害者スポーツ指導者資格を取得する前段階として、4 時間程度のカリキュラムによる講習会で「障害者スポーツサポーター」を養成している例²²があり、障害者スポーツの支援を気軽に始めたいと思っている者にとっては効果的な取組であることから、各地でもこうした取組が行われることが期待される。

(その他)

- 障害者スポーツは、障害の種類や程度に応じて極めて多様であり、対象者のニーズも同様であることから、国は、障害者スポーツに関する基礎的な調査研究から最新のスポーツ医・科学の研究成果を活用した取組を奨励し、その成果を蓄積することが必要である。

²¹ 平成 26 年度文部科学省委託事業「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(スポーツにおけるボランティア活動を担う組織・団体活性化のための実践研究)報告書」によると、スポーツボランティア組織・団体の登録者の活動内容で「スポーツ・イベント・大会での障害者に対するサポート」を実施している割合は 44.4%であった。

²² 平成 27 年度から、新潟県障害者スポーツ協会では、障害者のスポーツ活動を積極的に支援する「公認障がい者スポーツサポーター」を養成し、登録している。

4. おわりに

- 今後、有識者会議において、地域における障害者スポーツの現状と課題、障害者スポーツを普及促進する意義、国・地方公共団体・学校・スポーツ団体・企業等の役割等に基づき、今後の基本的方向性等についての議論を継続的に実施し、平成 27 年度末までに、「最終とりまとめ」を行っていくこととする。

- 国、地方公共団体、学校、スポーツ団体、福祉団体、企業等の障害者スポーツの関係団体や関係者におかれては、この中間整理を参考にし、障害者スポーツの普及促進に向けて検討を行い、必要な取組が進められることを期待する。

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議の開催について

平成 27 年 5 月 29 日

スポーツ・青少年局長決定

1 趣旨

平成 27 年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究」を実施する都道府県・指定都市における障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウの開発等の実践研究について、進行管理及び必要な助言等を行う。

また、今後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 各都道府県・指定都市が実施する実践研究の実施状況の進行管理
- (2) 今後の地域における障害者スポーツ普及促進の方向性

3 構成

- (1) 本有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4 期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局スポーツ振興課で行う。

(別紙)

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議委員

阿部 正幸	一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会会長
大井 靖	東京都立水元特別支援学校長
片岡 優世	一般社団法人Uプロジェクト代表, スポーツコーディネーター
金山 千広	神戸女学院大学体育研究室教授
萱場 明子	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 障害者スポーツ担当部長 (パラリンピック担当部長兼務)
川崎 勝久	新宿区立東戸山小学校長
河原塚達樹	公益財団法人日本レクリエーション協会スポーツ振興政策事業チームマネージャー
草野 俊介	大分県福祉保健部長
小林 寛	公益財団法人日本体育協会地域スポーツ推進部部長
佐甲 学	全国社会福祉協議会地域福祉部長
田中 暢子	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部スポーツ健康政策学科 准教授
根木 慎志	パラリンピアン, 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
座長代理 野村 一路	日本体育大学体育学部社会体育学科教授
座長 藤田 紀昭	同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科教授
宮路 茂樹	大同生命保険株式会社広報部社会貢献活動推進担当部長
山田登志夫	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
結城和香子	読売新聞編集委員

地域における障害者スポーツ普及促進事業

27年度予算額：130,535千円

趣旨

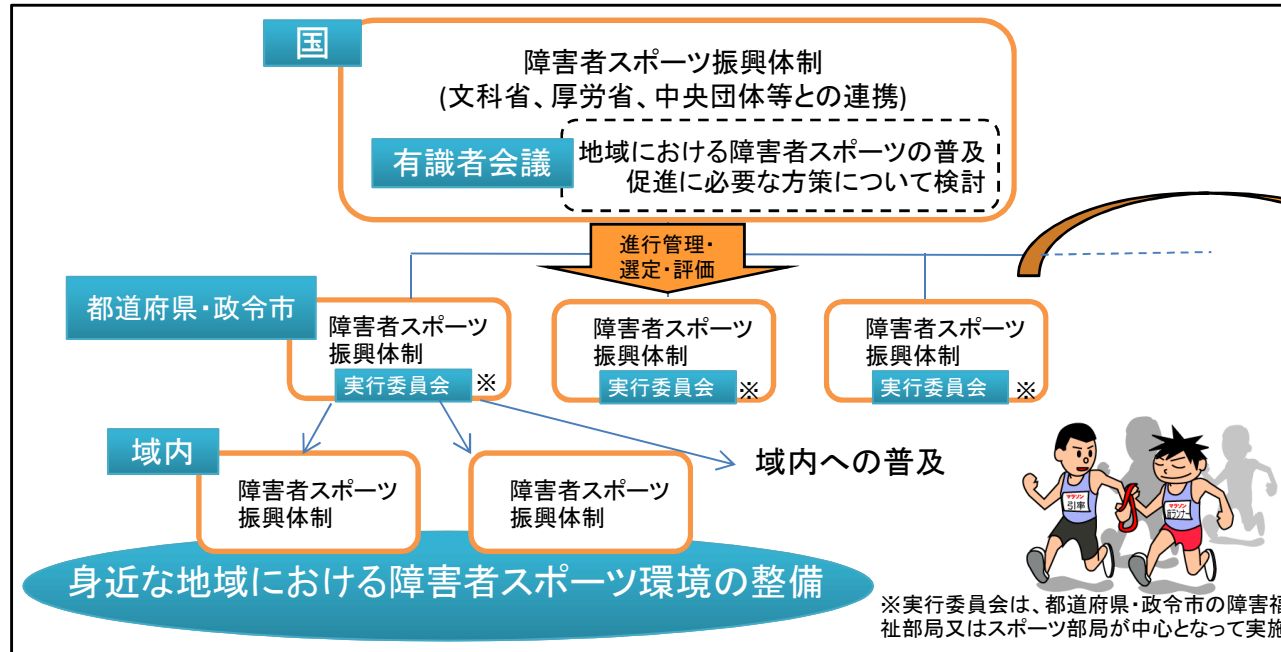
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功に導き、全国各地で障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、国が、各地域において障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

事業内容

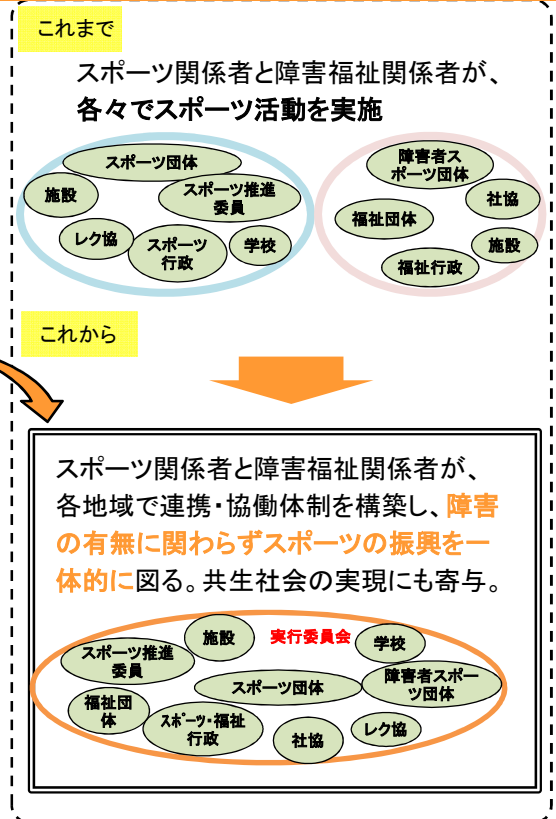
1. 地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究

〔都道府県・政令市への委託事業〕

- 都道府県・政令市において、域内の障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウ作成に関する実践研究を実施。



障害者スポーツ振興体制の構築



2. 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究

〔民間団体への委託事業〕

- 障害者のスポーツ参加の阻害要因を障害種や程度別に把握・分析する専門的な調査研究を実施。

中間整理に関する参考資料

スポーツ基本法(抜粋)

基本理念

第二条

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

国の責務

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会

第二十六条

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

国際競技大会の招致又は開催の支援等

第二十七条

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

スポーツ基本計画(抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。

(2) 学校の体育に関する活動の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- 国は、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導の在り方について調査し、先導的な取組を検討・推進する。
- 地方公共団体においては、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者等との連携を促進することが期待される。

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。
- 国は、障害者の競技大会への参加や旅行先でもスポーツに親しめる機会を充実するため、民間事業者等と連携し、障害の有無にかかわらず移動・旅行ができる環境整備に取り組む。

(2) スポーツにおける安全の確保

③ 今後の具体的施策展開:

- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めることが期待される。国においては、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策を支援する。

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- スポーツ団体においては、若者や高齢者、女性、障害者スポーツ指導を適切に行うことができるスポーツ指導者講習会等を実施するなど、スポーツ指導者の資質向上を図ることが期待される。
- JSAD等の障害者スポーツ団体においては、障害者のスポーツ活動を支援するため、地方公共団体や他のスポーツ団体と連携を図り、健常者に対するスポーツ指導者が、障害者へのスポーツ指導を行うための講習会等の充実を図ることや、養成された障害者スポーツ指導者の活用を促進することが期待される。

(3) 地域スポーツ施設の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- 国は、障害者がより身近な地域のスポーツ施設においてスポーツに親しむことができるよう、健常者も障害者もともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討する。
- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化等の公共スポーツ施設等の充実に努めることが期待される。

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

③ 今後の具体的施策展開:

- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。

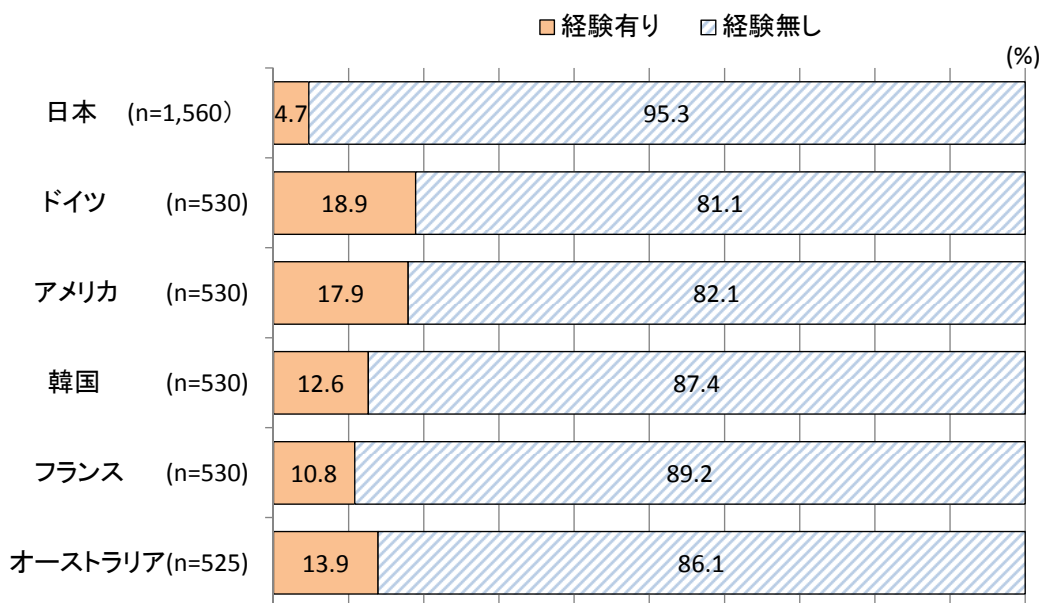
各国におけるパラリンピック等の認知度

調査実施国	パラリンピック	スペシャルオリンピックス	デフリンピック
日本 (n=1,560)	98.2%	19.8%	11.2%
ドイツ (n=530)	96.8%	45.7%	14.7%
アメリカ (n=530)	71.1%	94.0%	25.5%
韓国 (n=530)	74.7%	50.9%	59.4%
フランス (n=530)	96.8%	31.1%	10.2%
オーストラリア (n=525)	93.9%	77.0%	30.1%

※認知度＝「内容を知っている(詳細認知)」＋「見たり聞いたりしたことがある(名称認知)」

(出典)日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

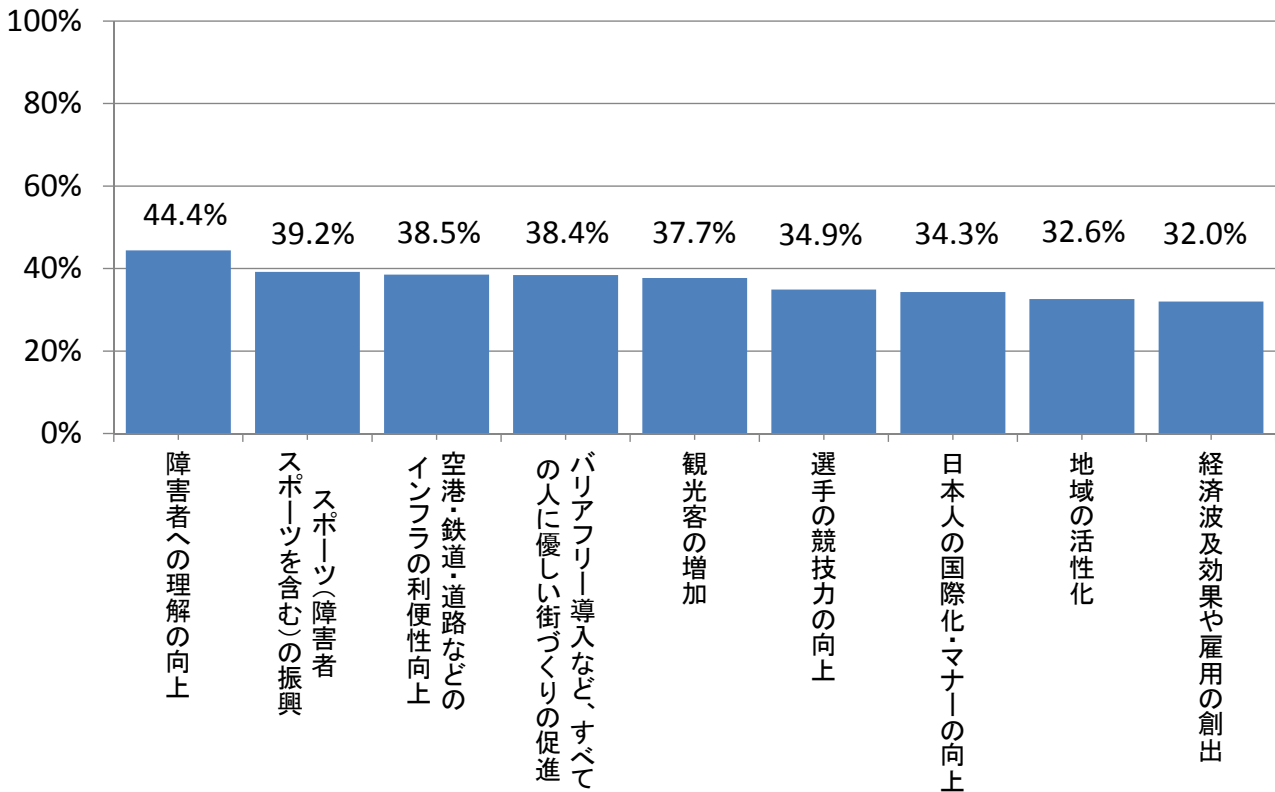
パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験【各国比較】



(出典)日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

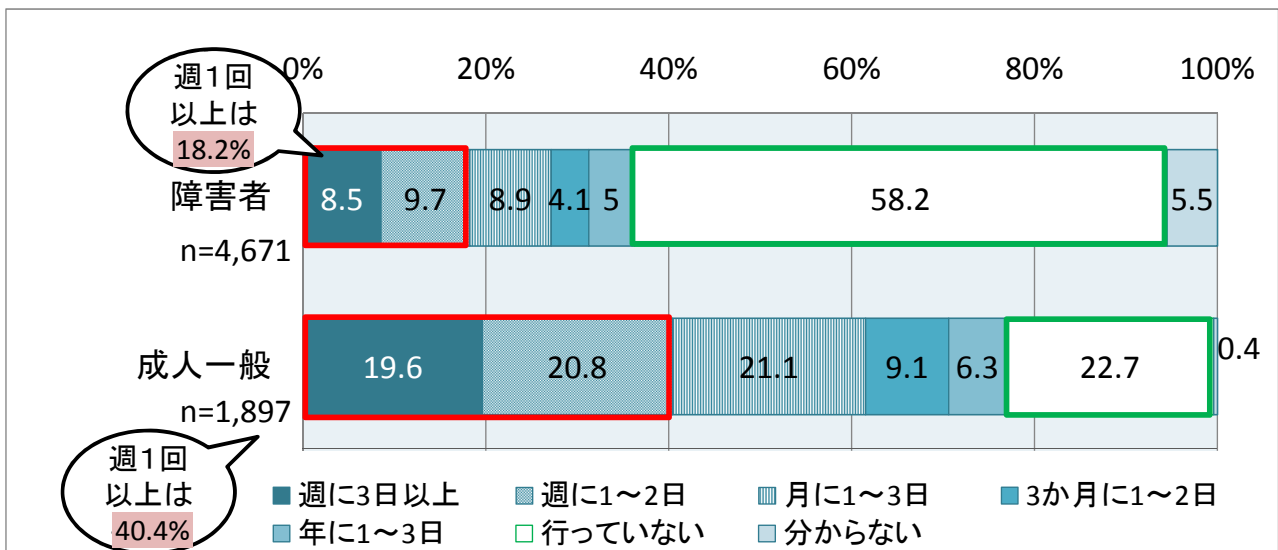
東京オリンピック・パラリンピックの効果等に関する意識

n=1,560



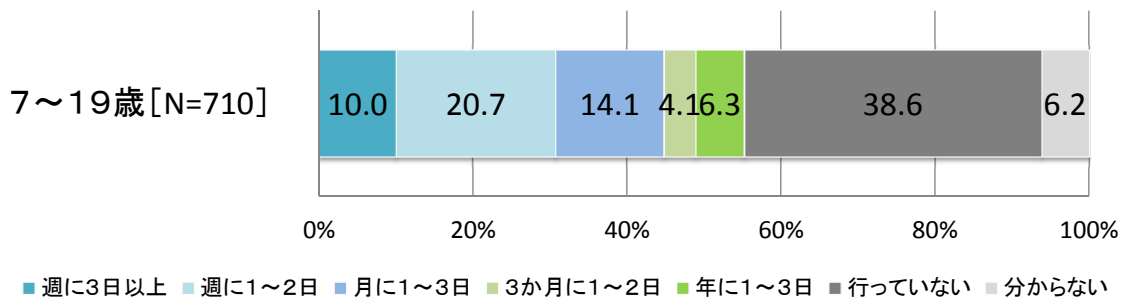
(出典)内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年8月)

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」
 ・内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(附帯:テロ対策に関する世論調査)」(平成27年6月)

障害児(7～19歳)が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数



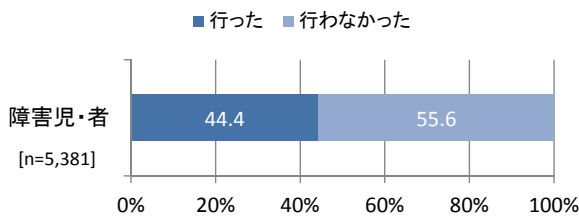
(障害種別)

	週に3日以上	週に1～2日	月に1～3日	3か月に1～2日	年に1～3日	行っていない	分からない
全体	10.0	20.7	14.1	4.1	6.3	38.6	6.2
肢体不自由(車椅子必要)	3.4	8.6	19.0	1.7	5.2	55.2	6.9
肢体不自由(車椅子不要)	3.8	15.4	7.7	1.3	0.0	64.1	7.7
視覚障害	7.9	13.2	15.8	2.6	5.3	39.5	15.8
聴覚障害	15.0	18.3	21.7	5.0	3.3	31.7	5.0
知的障害	9.4	25.4	14.3	5.4	6.3	34.4	4.9
発達障害	11.3	25.7	13.7	5.1	9.3	31.0	3.9
精神障害	7.9	9.2	7.9	7.9	5.3	53.9	7.9
その他(音声・言語・そしゃく機能障害や内部障害を含む)	5.0	17.5	17.5	3.8	6.3	42.5	7.5

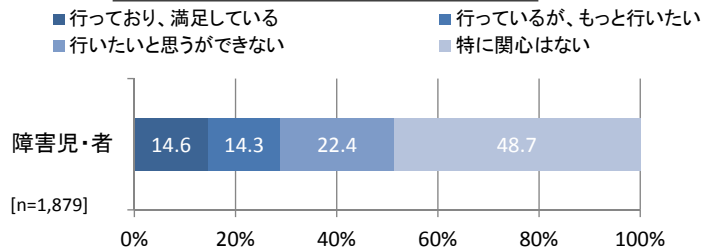
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害児・者のスポーツ・レクリエーションの実施状況

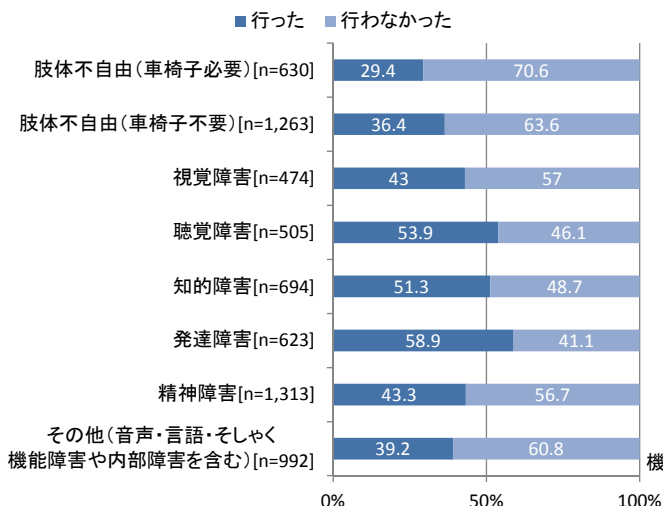
○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無



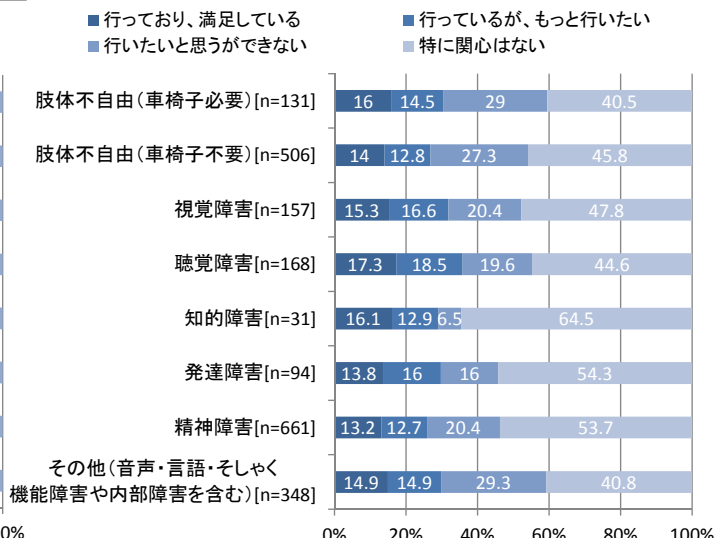
○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組



○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無(障害種別)



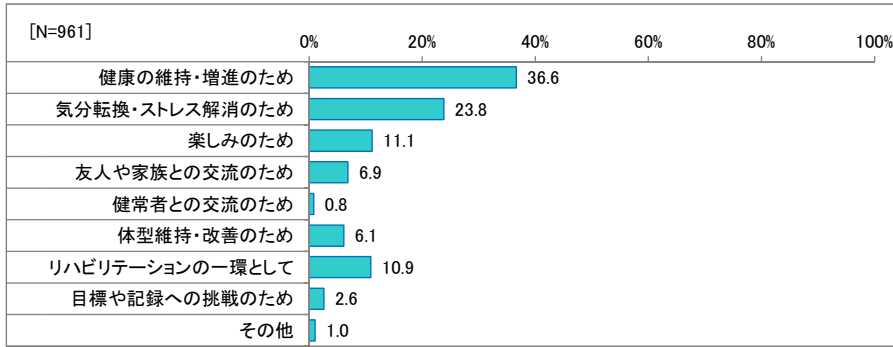
○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組(障害種別)



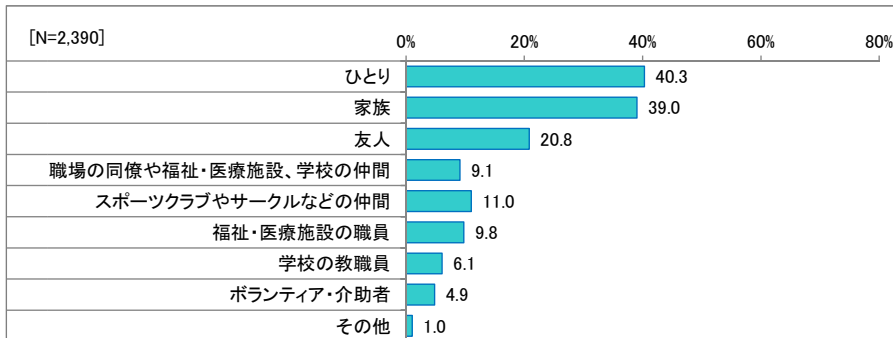
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者がスポーツ・レクリエーションを実施する主な目的・相手

①スポーツ・レクリエーションを実施する主な目的

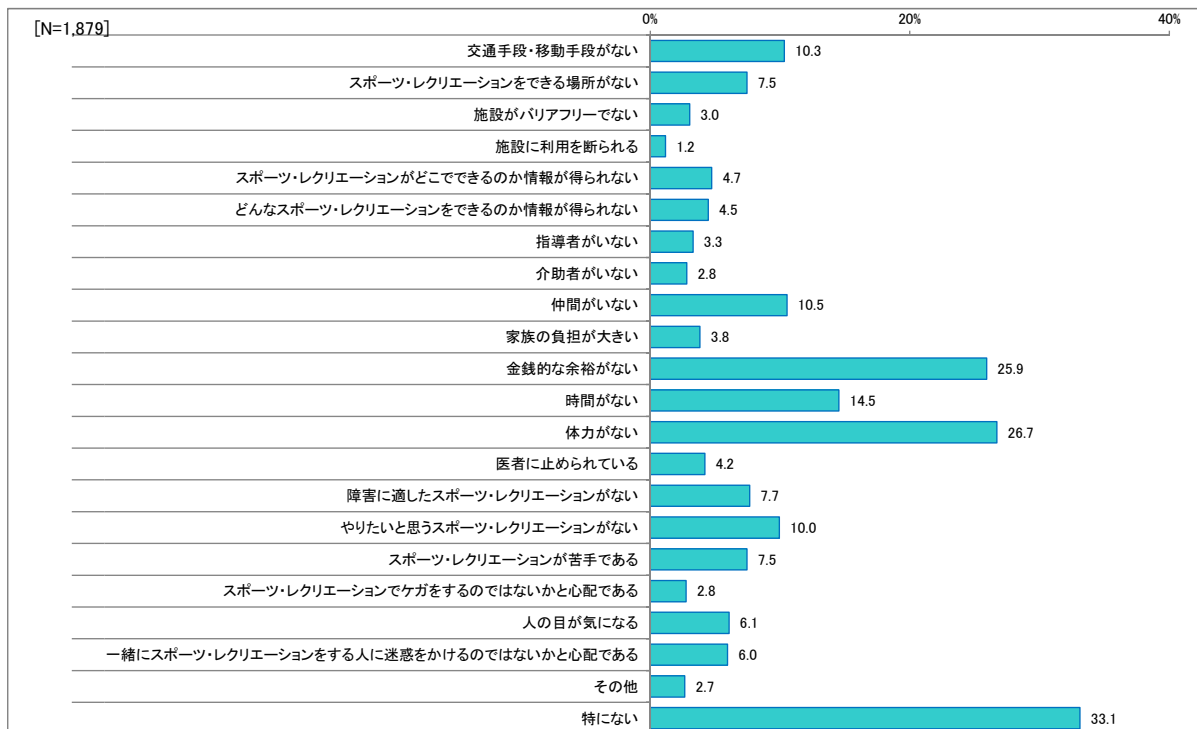


②スポーツ・レクリエーションを実施する相手(複数回答)



(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁

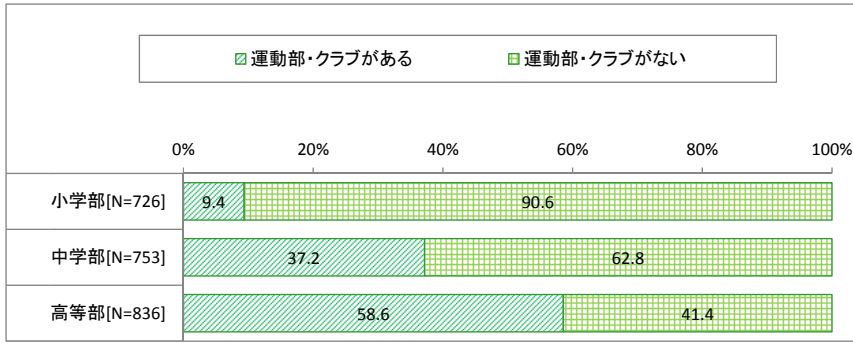


(複数回答)

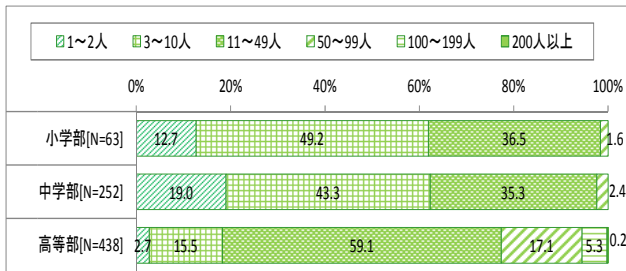
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況①

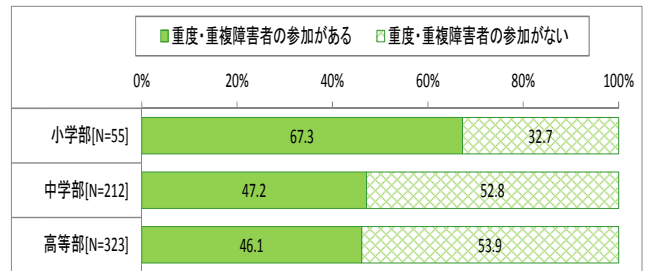
①運動部・クラブの有無



②運動部・クラブの人数(延べ人数)



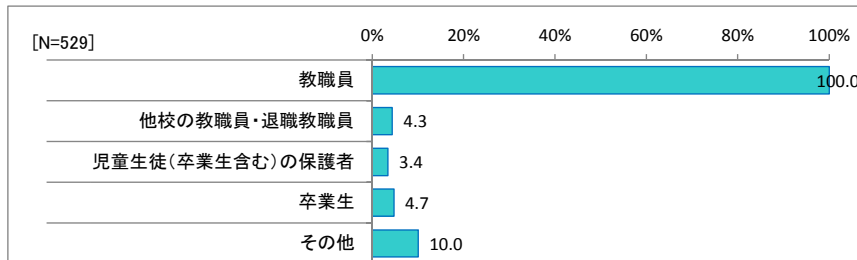
③重度・重複障害者の参加(重度・重複障害者在籍校のみ)



(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

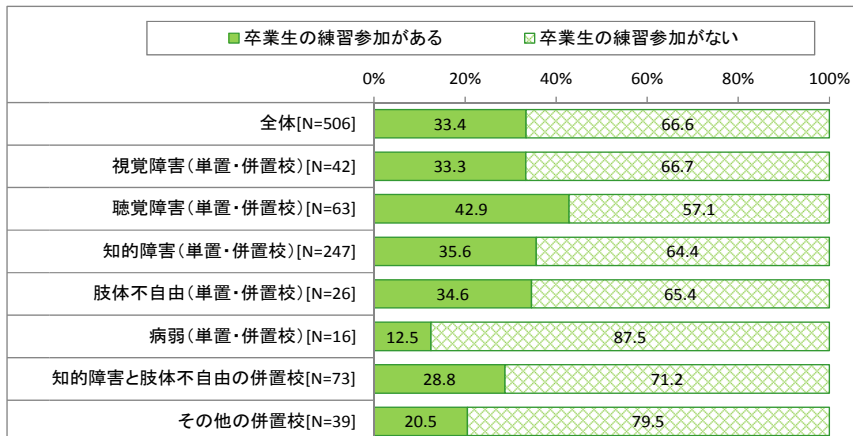
特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況②

④運動部活動・クラブ活動の指導者、サポートスタッフ(複数回答)



注) 運動部・クラブがある学校のうち、指導者、サポートスタッフの質問に回答した529校を対象に集計

⑤運動部活動・クラブ活動における卒業生の練習参加状況

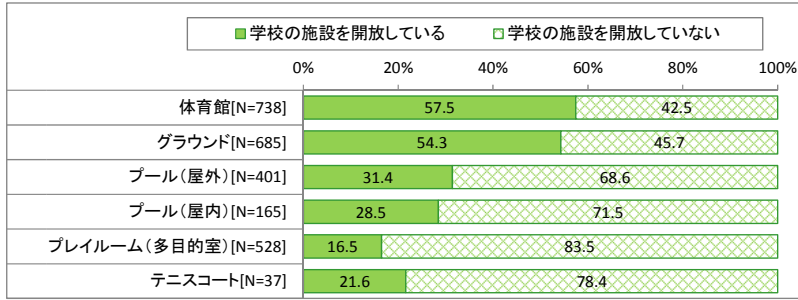


注) 有効回答数876のうち、学部ごとに運動部・クラブの質問に回答した学校を対象に集計

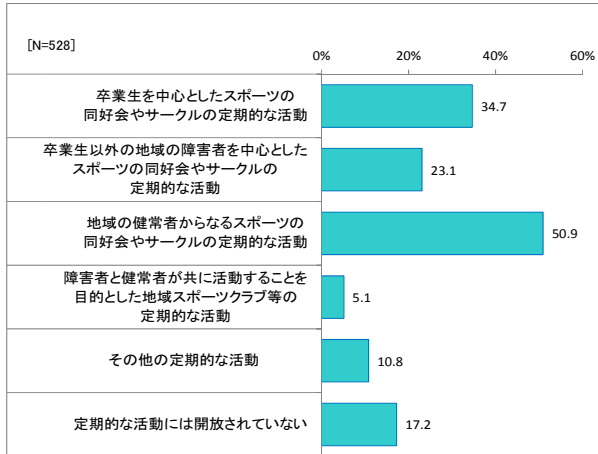
(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

特別支援学校の学校開放の状況

①学校体育施設の事項の幼児児童生徒以外への開放状況（複数回答）



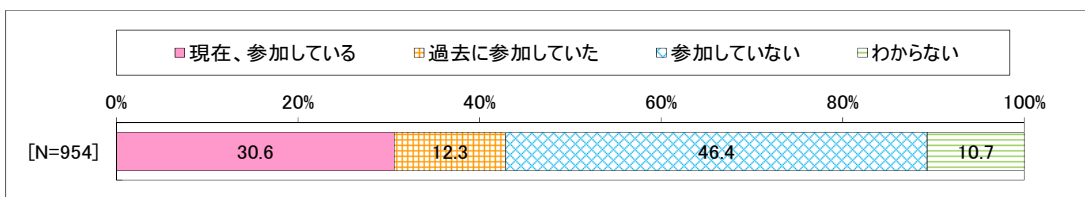
②学校体育施設で行われている活動（複数回答）



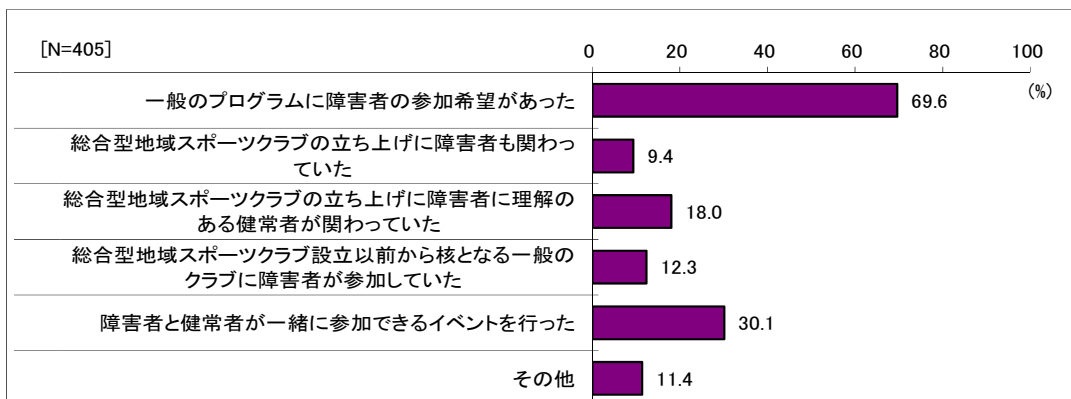
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況①

①総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況



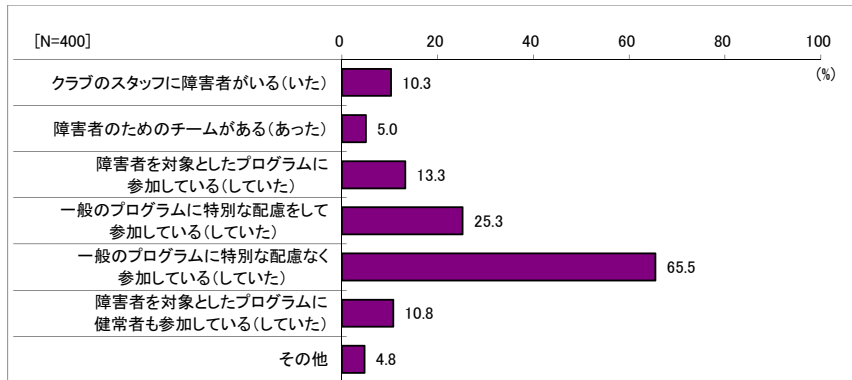
②障害者が参加した経緯（複数回答）



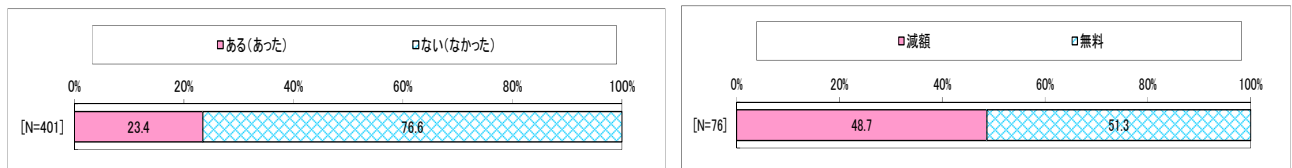
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況②

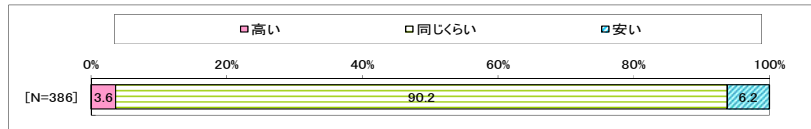
③障害者の参加プログラム



④障害者の会費割引の状況



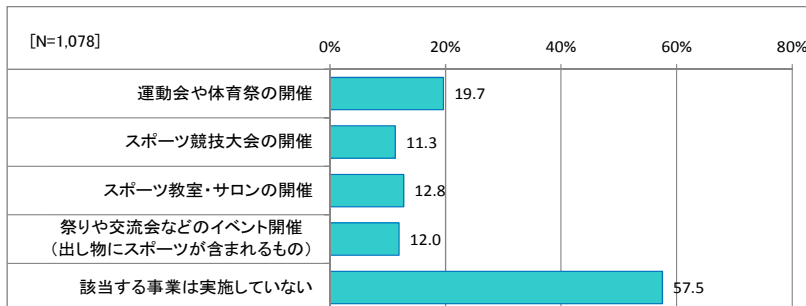
⑤健常者のみのプログラムとの経費の比較



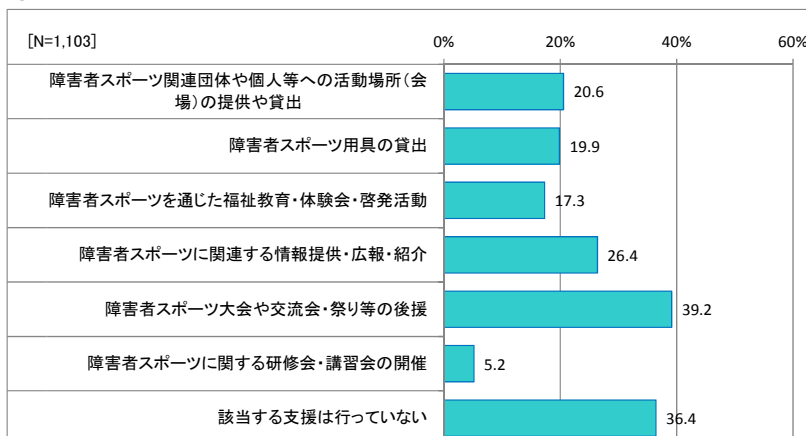
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

社会福祉協議会における障害者スポーツに関する状況

①障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況(複数回答)

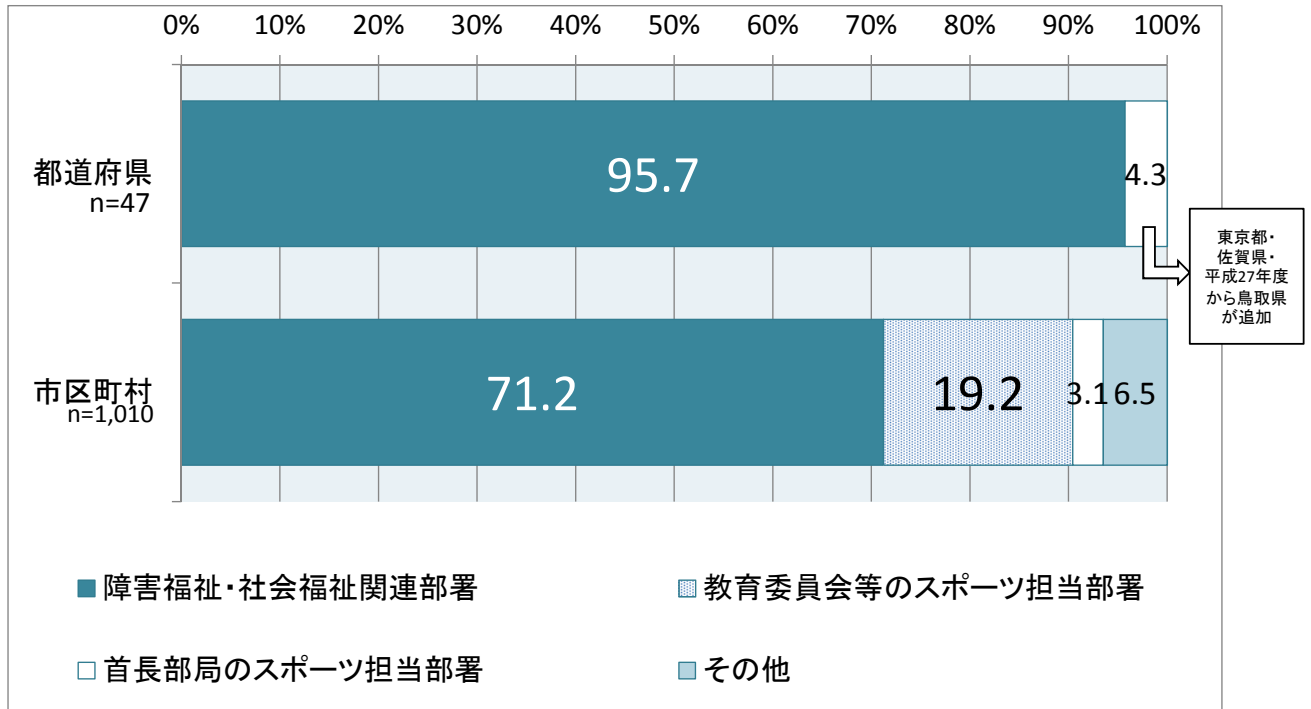


②障害者スポーツに関する支援状況(複数回答)



(出典)平成26年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

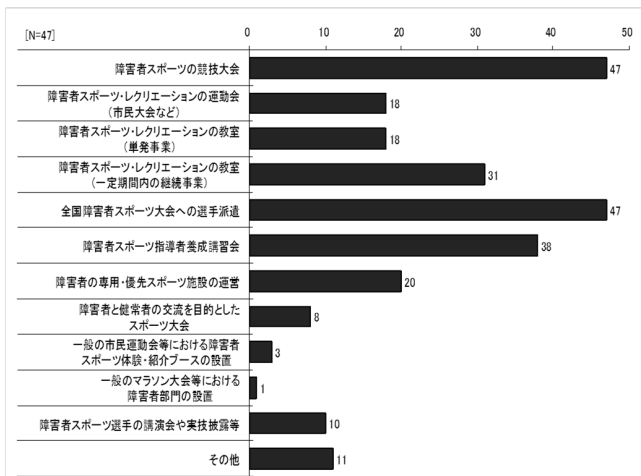
地方公共団体における障害者スポーツの担当部署



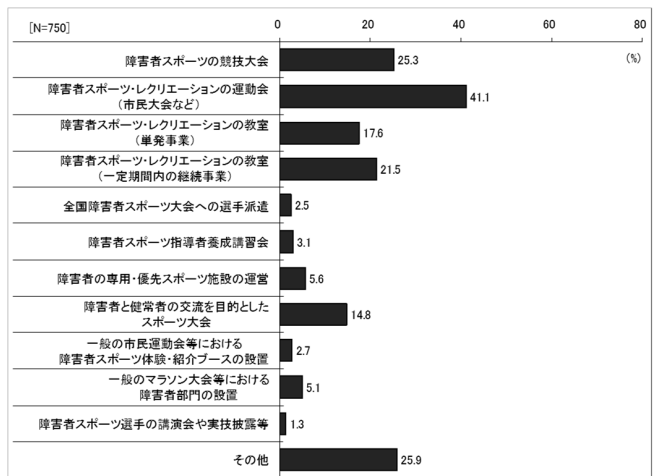
(出典) 平成24年度文部科学省委託事業『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』

地方公共団体における障害者スポーツ振興に関する事業

都道府県



市区町村



注) 有効回答数1,025のうち、750市区町村が回答。
回答選択肢に「事業を実施していない」は設けていない。

(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

地方公共団体における障害者スポーツの事業の具体例

新潟県

① 県内各地での指導者講習会の開催

- ・ 障がい者スポーツ指導員（初級）の養成講習会の開催地域を毎年変えて、県内全域での指導者養成を実施。

② 特別支援学校の体育館の活用

- ・ 県の障害者スポーツセンターだけでは選手強化が十分に行えないことから、近隣の特別支援学校の体育館を利用する体制を整備。県内の障害者スポーツの拠点化。

③ 巡回スポーツ教室

- ・ 地域の社会福祉協議会、障害福祉関係団体、福祉施設、市町村や学校等からの依頼を受けて開催。全ての障害種別に対応。

〔平成26年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」より。〕

大分県

① 「大分国際車いすマラソン」の開催

- ・ 国際障害者年（1981）にスタートした、世界初の車いすだけのマラソンの国際大会。平成26年の第34回大会には国内32都道府県から191名、海外13か国から42名、計233名が参加。
- ・ 車いすマラソンのアスリート等を小学校や児童福祉施設に派遣し、講演と実演、競技用車いすの試乗体験等で交流を図る事業も実施。



大分国際車いすマラソンの様子

② 総合型地域スポーツクラブにおける交流

- ・ 県障がい者体育協会の呼びかけにより、県内の複数の総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツとの交流を実施。

〔平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」より。〕

障害者スポーツ協会

都道府県 指定都市名	団体名	都道府県 指定都市名	団体名
1 北海道	(公財)北海道障害者スポーツ振興協会	29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会
2 青森県	NPO法人青森県障害者スポーツ協会	30 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	31 鳥取県	(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会
4 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	32 島根県	(公財)島根県障害者スポーツ協会
5 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会
6 山形県	山形県障がい者スポーツ協会	34 山口県	(一社)山口県障害者スポーツ協会
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	35 徳島県	(社福)徳島社会福祉事業団 ノーマライゼーション促進センター
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	36 香川県	香川県障害者スポーツ協会
9 栃木県	NPO法人栃木県障害者スポーツ協会	37 愛媛県	愛媛県障害者スポーツ協会
10 群馬県	群馬県障害者スポーツ協会	38 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会障害者スポーツセンター
11 埼玉県	(一社)埼玉県障害者スポーツ協会	39 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会
12 千葉県	(一社)千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	40 佐賀県	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会
13 東京都	(公財)東京都障害者スポーツ協会	41 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会
14 神奈川県	(公財)神奈川県身体障害者連合会	42 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	43 大分県	大分県障がい者体育協会
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	44 宮崎県	宮崎県障がい者スポーツ協会
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	45 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会
18 福井県	しあわせ福井県スポーツ協会	46 沖縄県	NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	47 札幌市	(一社)札幌市障がい者スポーツ協会
20 長野県	NPO法人長野県障がい者スポーツ協会	48 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会
21 岐阜県	(一社)岐阜県障害者スポーツ協会	49 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会
22 静岡県	(公財)静岡県障害者スポーツ協会	50 京都市	(公財)京都市障害者スポーツ協会
23 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会	51 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
24 三重県	三重県障がい者スポーツ協会	52 神戸市	(社福)神戸市社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	53 広島市	広島市障害者スポーツ協会
26 京都府	京都障害者スポーツ振興会	54 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会
27 大阪府	大阪府障がい者スポーツ協会	55 福岡市	福岡市障がい者スポーツ協会
28 兵庫県	(公財)兵庫県障害者スポーツ協会		

〔(公財)日本障がい者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、地域における障害者スポーツの普及・啓発の中心となる非営利組織。〕

(平成27年5月18日現在)

(公財)日本障がい者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者等の登録状況

障害者スポーツ指導員（初級）

(全国:18,810名) (18時間以上の講習)

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

障害者スポーツ指導員（中級）

(全国:2,663名) (56時間以上の講習)

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルで活動する。(全スポ選手団のコーチ)

障害者スポーツ指導員（上級）

(全国:743名) (52時間の講習)

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。(全スポ選手団の監督)

障害者スポーツコーチ

(全国:139名)

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。(パラリンピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ)

※人数は各年12月31日時点

障害者スポーツ医

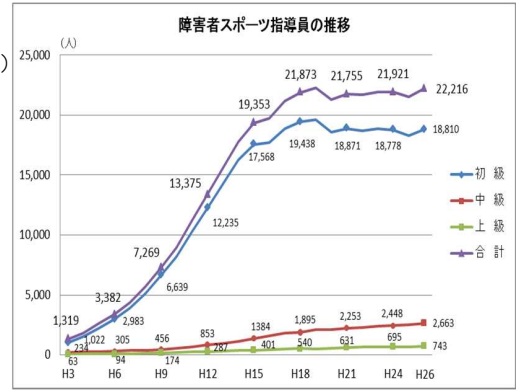
(全国:275名)

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。(パラリンピックなどの国際大会の帯同医・医務員)

障害者スポーツトレーナー

(全国:97名)

PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼灸師等の国家資格、又は日体協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。

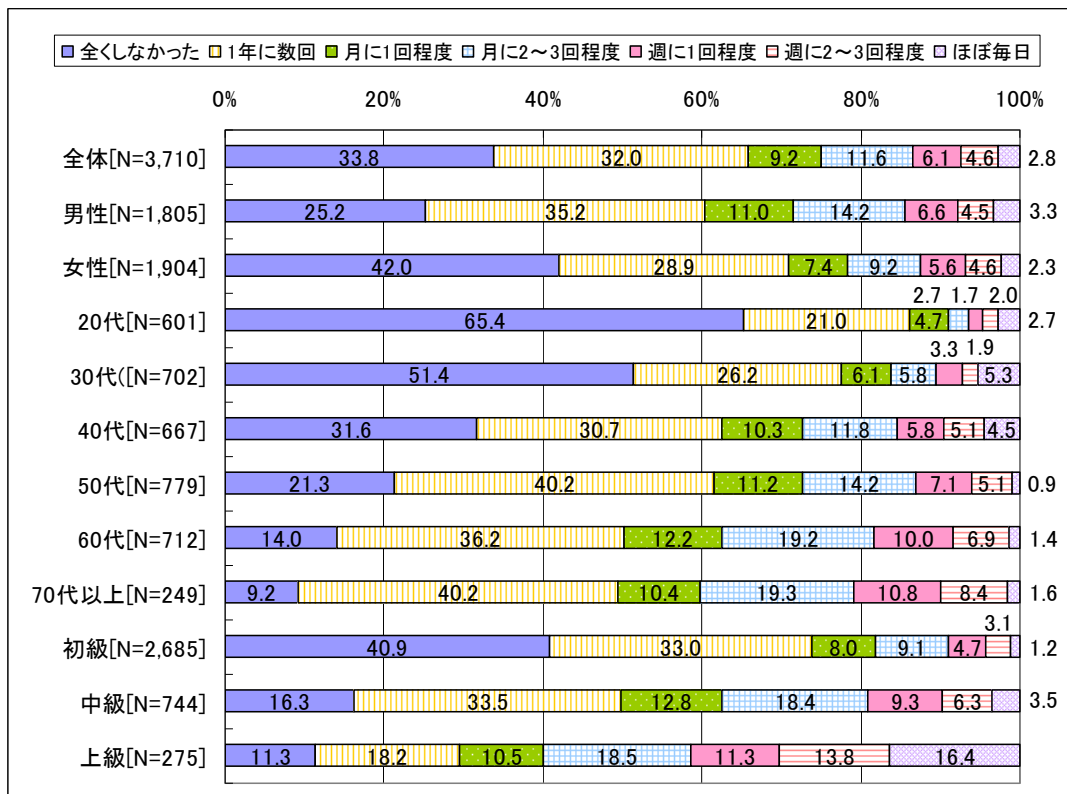


※人数は平成26年12月31日現在

(出典) (公財)日本障がい者スポーツ協会調べ

障害者スポーツ指導員としての活動頻度

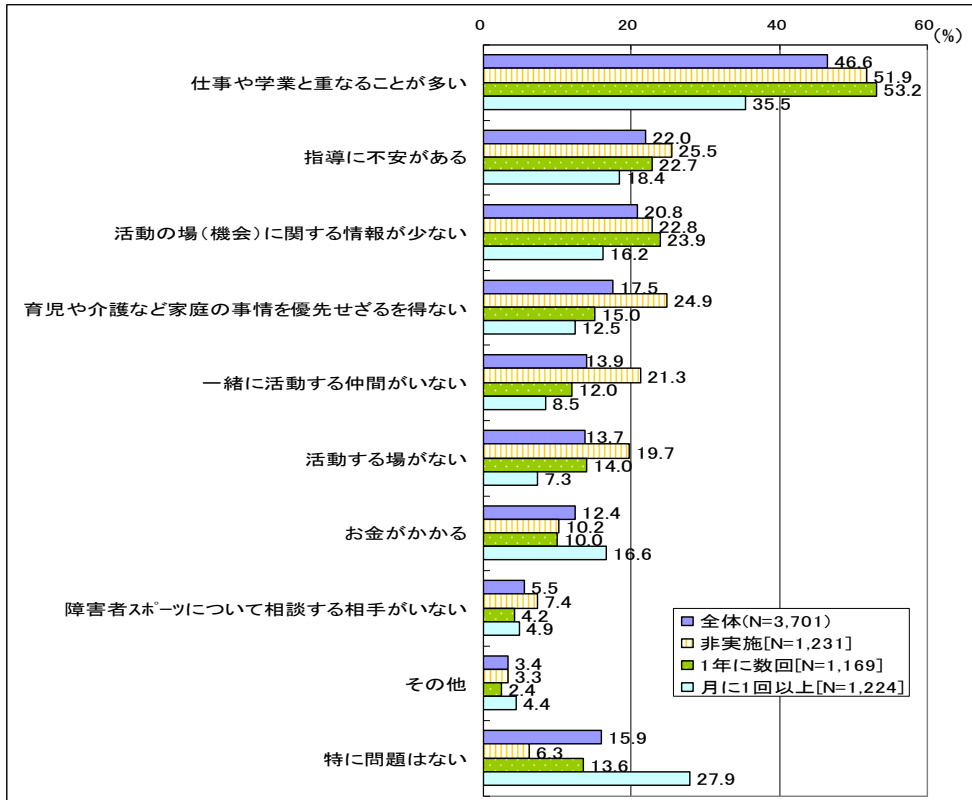
(平成23年度)



(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健康者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

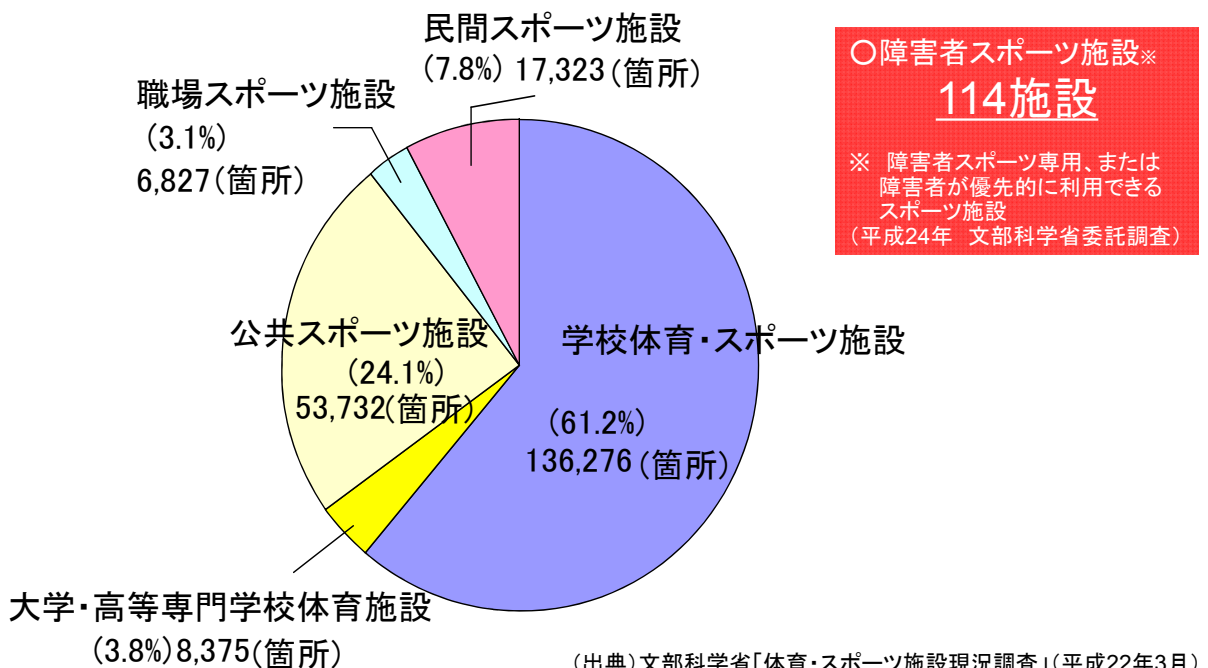
障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点

(全体、活動頻度群別 複数回答)



(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

体育・スポーツ施設数(設置者別)

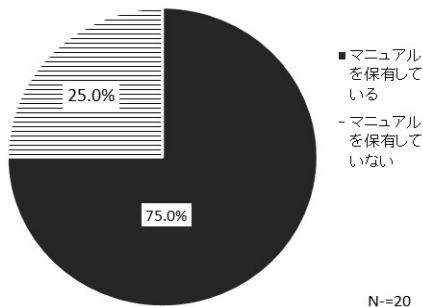


(※)「学校体育・スポーツ施設」とは、公(組合立を含む)、私立(株式会社立を含む)の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。

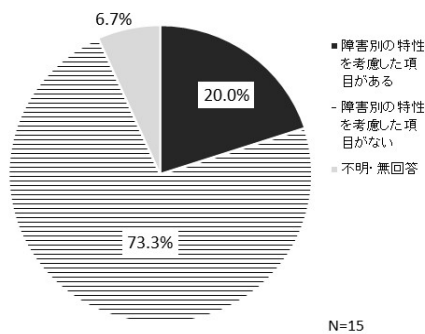
スポーツ施設における障害者の安全な利用に関わるマニュアルの作成状況

<地域スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無

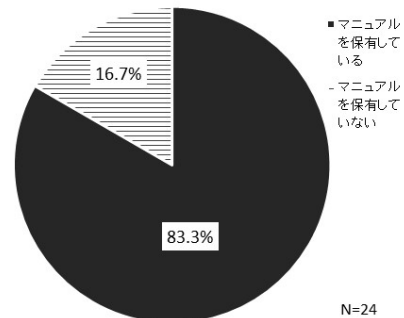


マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無

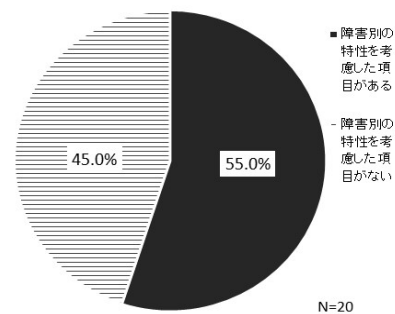


<障害者スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無



マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無

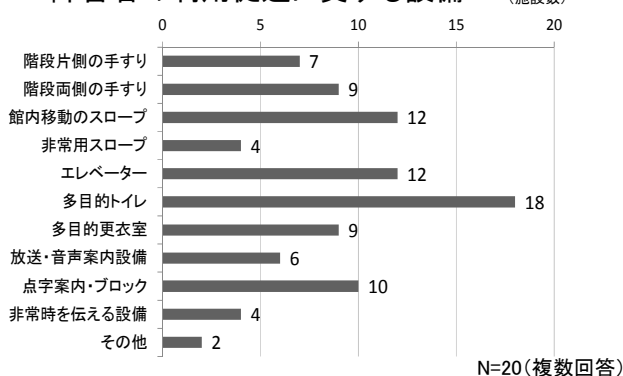


(出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

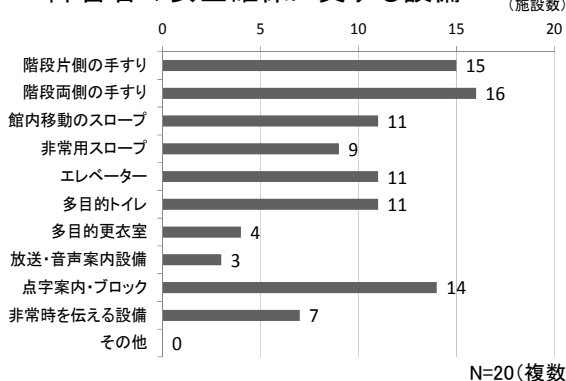
スポーツ施設における障害者の利用促進や安全確保に資する設備の状況

<地域スポーツ施設>

障害者の利用促進に資する設備

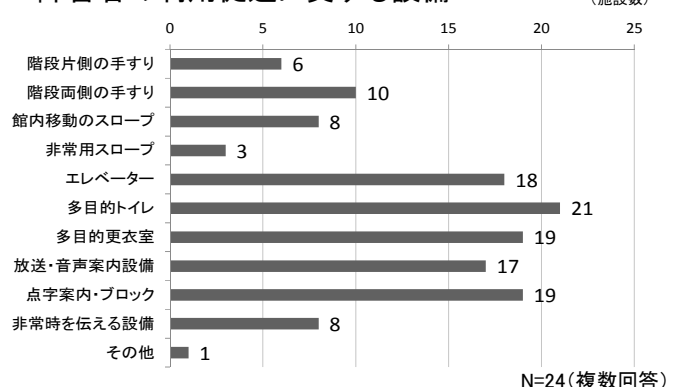


障害者の安全確保に資する設備

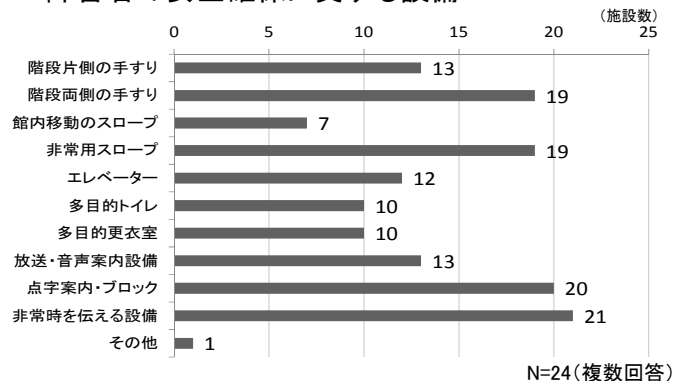


<障害者スポーツ施設>

障害者の利用促進に資する設備



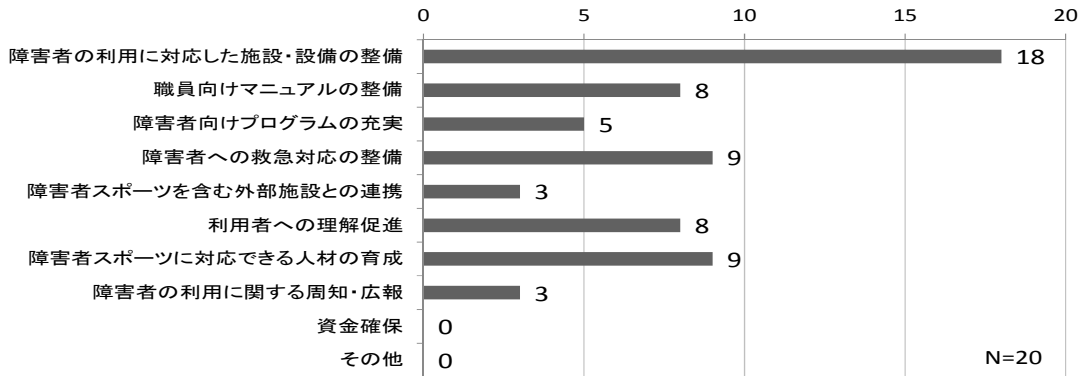
障害者の安全確保に資する設備



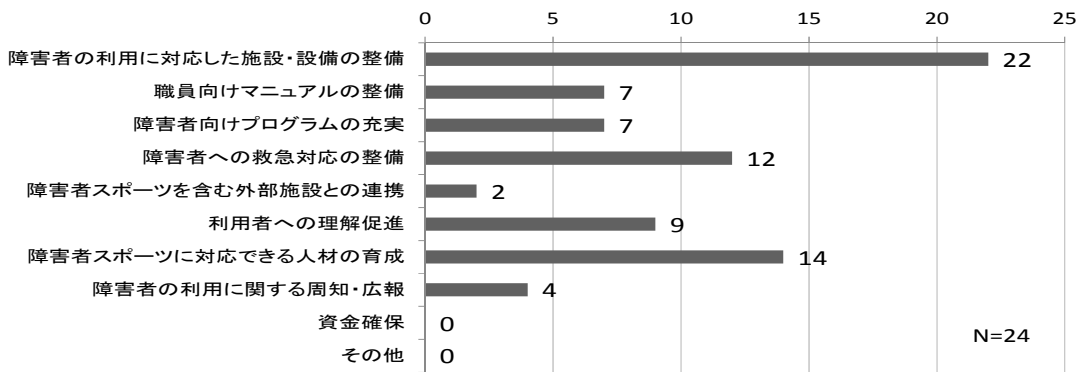
(出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

スポーツ施設において障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>



(出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年～平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年～平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。
※平成26年度より厚生労働省から文部科学省に移管

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
平成27年	第15回	和歌山県	平成27年10月24日(土)～26日(月)
平成28年	第16回	岩手県	平成28年10月22日(土)～24日(月)
平成29年	第17回	愛媛県	平成29年10月28日(土)～30日(月)
平成30年	第18回	福井県	平成30年10月13日(土)～15日(月)

7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。

障害者スポーツの総合国際競技大会の関係

オリンピック

デフリンピック

聴覚障害

○デフリンピックは障害当事者自身が運営しており、スタートの音や審判の声による合図を視覚的に工夫する以外、オリンピックと同じルールで運営される。
○海外においては、オリンピックでメダルを獲得したデフ・アスリートもいる。

【写真：デフリンピックにおけるスタートの工夫】



聴覚障害

パラリンピック

障害の種類や区分に応じてクラス分け

身体障害

知的障害

スペシャル オリンピックス

知的障害

○パラリンピックは、身体障害者（視覚障害者含む）と知的障害者（一部競技）が参加できる。
○競技毎に障害の種類や程度に応じてクラス分けをしており、クラス毎にメダルを授与している。
○海外においては、オリンピックとパラリンピックの両方に参加したパラリンピアンもいる。

○スペシャルオリンピックスは、知的障害者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場（競技会）を提供するもの。
○記録ではなく、日常的・継続的なスポーツ活動を通じて、自己を成長させることを重視している。
○スペシャルオリンピックスには、頑張った全てのアスリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。

身体障害／知的障害

知的障害

競技性

聴覚障害	身体障害／知的障害	知的障害
------	-----------	------